

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抜粋）

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が場所の定めのない株主総会を招集する場合（その招集の決定の時にいて前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）における同法第二百九十八条第一項及び第四項、

第二百九十九条第四項、第三百七十七条並びに第三百十八条第一項（これらの規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百九十八条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>次に掲げる事項</p>	<p>次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省令で定める事項
<p>第二百九十八条第一項第一号</p>	<p>場所</p>	<p>株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨</p>
<p>第二百九十八条第四項</p>	<p>第一項各号に掲げる事項</p>	<p>産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済</p>

<p>第二百九十九条第四項</p>	<p>前条第一項各号に掲げる事項</p>	<p>産業省令・法務省令で定める事項 産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項</p>
<p>第三百十七条</p>	<p>決議があつた場合には</p>	<p>決議があつた場合（場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株主総会の議長が当該場所の定めのない株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるとき</p>

	<p>第三百十八條第一項</p>	<p>に、当該決議に基づく議長の決定があつた場合を含む。）には</p>
<p>第三百四十二條の二第三項及び第三百四十五條第三項</p>	<p>法務省令</p> <p>第二百九十八條第一項第一号に掲げる事項</p>	<p>経済産業省令・法務省令</p> <p>産業競争力強化法第六十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八條第一項第一号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項</p>

3

第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九条、第三百四十八條第三項、第三百九十九條の十三第五項、第四百十六條第四項、第四百八十二條第三項及び第四百九十一條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二十九条</p>	<p>違反しないもの</p>	<p>違反しないもの並びに産業競争力強</p>
--------------	----------------	-------------------------

<p>第四百九十一条</p>	<p>第三百九十九条の十三第五項 第四号及び第四百十六条第四 項第四号</p>	<p>第三百四十八条第三項第三号 及び第四百八十二条第三項第 三号</p>	
<p>規定中</p>	<p>事項</p>	<p>含む。)に掲げる</p>	
<p>規定並びに産業競争力強化法第六十</p>	<p>事項及び産業競争力強化法第六十六 条第二項の規定により読み替えて適 用する第二百九十八条第一項の経済 産業省令・法務省令で定める事項</p>	<p>業省令・法務省令で定める て準用する場合を含む。)の経済産 業省令・法務省令で定める 八条第一項(第三百二十五条におい より読み替えて適用する第二百九十 力強化法第六十六条第二項の規定に 含む。)に掲げる事項及び産業競争 含む。)に掲げる事項及び産業競争</p>	<p>化法(平成二十五年法律第九十八号 第六十六条第一項に規定する事項</p>

六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）（抜粋）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二～四 （略）

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第

二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条にお

いて「上場会社」という。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から二年を経過する日までの間において上場会社となった株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日（当該日までに上場会社でなくなった株式会社にあつては、上場会社でなくなった日）までの間に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「新産競法」という。）第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。